

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲D第35～36号証）

2013（平成25）年1月22日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲D 35	H22八ッ場 ダム周辺地 状況検討業 務報告書 （平成24年 2月）	H24.2	日本工営株式会 社	平成23年11月に至って、国土交通省により、八ッ場ダムに関する大規模な地すべり対策工事計画が立てられたこと、 同計画では、従前の対策に比較し、対策検討地区が3地区から16地区に激増し、対策費用も5.8億円から約150億円に跳ね上がっていること、 八ッ場ダムには、上記対策によっても防止できない地すべりの危険があること等。	写し
甲D 36	意見書 「H22八ッ 場ダム周辺 地状況検討 業務報告書 （平成24年 2月）日本 工営株式会 社」の検証	H24.1 2.3	坂巻 幸男 （元 工業技術院地 質調査所、主任 研究官・技術士）	国土交通省による地すべり対策には、以下の問題があり、地すべりの危険は到底、解消されないこと等。 ① 新たな地すべり対策は、これまでに国土交通省関東地方整備局が述べてきた見解を超えるものではなく、安定解析のための数値の設定などについて平成21年7月に改訂された「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」を機械的、形式的に適用したものにすぎず、奥西一夫意見書（甲D第14号証）で指摘されている林地区及び上湯原地区の古期大規模地すべり地形などの吾妻川渓谷形成の地形・地質的背景、特色を踏まえた検討、対策が行われていない。 ② 調査箇所が増えたことは、基本的には、従来の調査対象地が細分化されたことに基づくものであって、新しい手法によって調査対象範囲が拡大したものではありません。	写し

				<p>なく、調査対象外となっている地域の地すべり地形の危険性が不明である。</p> <p>③ 調査範囲を検討する中で、湛水域でないことを理由に対象から除外していることは大問題であり、これら除外された地すべり地はダム湛水に伴う水文環境（地盤環境）の変化により、地すべりが誘発される可能性がある。</p> <p>④ 敷を絞り込んだ対象地に対する対策として押え盛土工、頭部排土工を採用しているが、押え盛土では盛土による貯水量の減少や波浪浸食、貯水位下降時における土砂流出の恐れがあり、また、押え盛土も頭部排土も抑止力が4000kN/mをこえる地すべり対策として妥当な工法ではない。</p> <p>⑤ 安定解析を行う際の安全率について、地震に対する安全率が全く考慮されていない。</p> <p>⑥ 概算工事費が大幅に増加しているが、これは地すべりの危険性を裏付けるものである。しかも、積算されている工事費は、未固結堆積物斜面についてみれば、対象5地区の代表的な1ブロックをとりあげて合計5ブロックについての積算にすぎず、工事の対象となっている残りの12ブロック分については、全く計上されてはいないのであるから、金額が増えることは間違いない。</p>	
--	--	--	--	--	--

以上